

## 令和3年村上市議会第4回定例会会議録（第1号）

### ○議事日程 第1号

令和3年11月30日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第 13号 専決処分の報告について  
報第 14号 専決処分の報告について  
報第 15号 専決処分の報告について
- 第 5 議第110号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第111号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第112号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第113号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第114号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議第115号 第3次村上市総合計画基本構想の策定について
- 第 7 議第116号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第117号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第118号 村上市職員の給与に関する条例及び村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議第119号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について  
議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第121号 村上市さんぼく会館条例制定について  
議第122号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第123号 村上市伝統的建造物群保存地区保存条例制定について  
議第124号 村上市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会条例制定について
- 第 9 議第125号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 議第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
第10 議第132号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定について  
議第133号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
第11 議第135号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結について  
議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
第12 議第142号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）  
第13 議第143号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）  
議第144号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）  
第14 議第145号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議第146号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議第147号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
第15 議第148号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）  
議第149号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）  
議第150号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 報第 13号 専決処分の報告について  
報第 14号 専決処分の報告について  
報第 15号 専決処分の報告について  
日程第 5 議第110号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第111号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第112号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 議第 1 1 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 1 1 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議第 1 1 5 号 第 3 次村上市総合計画基本構想の策定について
- 日程第 7 議第 1 1 6 号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例制定について
- 議第 1 1 7 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制  
定について
- 議第 1 1 8 号 村上市職員の給与に関する条例及び村上市会計年度任用職員の給与及  
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第 1 1 9 号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 2 0 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 2 1 号 村上市さんぽく会館条例制定について
- 議第 1 2 2 号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 2 3 号 村上市伝統的建造物群保存地区保存条例制定について
- 議第 1 2 4 号 村上市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会条例制定について
- 日程第 9 議第 1 2 5 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 2 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 2 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 2 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 2 9 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 3 0 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 3 1 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 議第 1 3 2 号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関す  
る条例制定について
- 議第 1 3 3 号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 3 4 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 1 1 議第 1 3 5 号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結について
- 議第 1 3 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 3 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 3 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 3 9 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 4 0 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 4 1 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第12 議第142号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）
- 追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第13 議第143号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）  
議第144号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第145号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議第146号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議第147号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第148号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）  
議第149号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）  
議第150号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
企画財政課長	大滝敏文君

自治振興課長	板垣敏幸	君
税務課長	大滝慈光	君
市民課長	八藤後茂樹	君
環境課長	瀬賀豪	君
保健医療課長	信田和子	君
介護高齢課長	大滝きくみ	君
福祉課長	木村静子	君
こども課長	中村豊昭	君
農林水産課長	稲垣秀和	君
地域経済振興課長	田中章穂	君
観光課長	永田満	君
建設課長	伊与部善久	君
都市計画課長	大西敏行	君
上下水道課長	山田知行	君
会計管理者	菅原明	君
農業委員会事務局長	小川良和	君
選管・監査事務局長	木村俊彦	君
消防長	佐藤正弥	君
学校教育課長	渡辺律子	君
生涯学習課長	大滝寿	君
荒川支所長	平田智枝子	君
神林支所長	加藤誠一	君
朝日支所長	岩沢深雪	君
山北支所長	斎藤一浩	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	長谷部俊一
事務局次長	内山治夫
書記	中山航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第4回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和3年村上市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、専決処分の報告3件、人事案件5件、総合計画基本構想の策定1件、条例の改正7件、条例の制定4件、指定管理者の指定14件、協定の締結1件、補正予算9件の合わせて44件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、5番、小杉武仁君、19番、佐藤重陽君を指名いたします。ご了承をお願いします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取扱いについて報告をお願いします。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 皆さん、改めまして、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取扱いについてを申し上げます。

令和3年第4回定例会の会期及び議案の取扱いを協議するため、去る11月22日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告をいたし

ます。

会期につきましては、本日11月30日から12月17日までの18日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、一般会計補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、2日、3日、6日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。なお、6日は、2名の一般質問終了後、議第115号 第3次村上市総合計画基本構想の策定についての審議をお願いすることといたします。

委員会審査については、特別委員会の設置により、8日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、9日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、10日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。

したがって、各分科会での審査を総括するため、14日には全体会を開催し、各分科会長から審査の報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

そして、17日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議を行い、即決といたします。

次に、議案の取扱いについてを申し上げます。理事者提案の議案の取扱いについては、以下議案名を省略させていただきますが、報第13号から報第15号までの3議案は一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

次に、議第110号から議第114号までの5議案については、一括上程、一括質疑の後、討論を省略し、ボタン式投票による即決といたします。

次に、議第115号については、先ほど報告のとおり、6日の一般質問終了後、集中質疑の場を設け、質疑回数制限を行わず、答弁を含めて1人50分以内の質疑を行います。なお、質問席から退席後の再質問はできないものといたします。その後、討論を行い、ボタン式投票による即決といたします。

次に、議第116号から議第118号までの3議案については、一括上程、一括質疑、討論の後、ボタン式投票による即決といたします。

次に、議第119号から議第124号までの6議案については、一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ付託いたします。また、議第125号から議第131号までの7議案についても、一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ付託いたします。

議第132号から議第134号までの3議案については、一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員

会へ付託いたします。

次に、議第135号から議第141号までの7議案については、一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へ付託をいたします。

次に、議第142号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）については、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置いただき、付託をいたします。

次に、令和3年度各特別会計及び事業会計の補正予算については、議第143号及び議第144号の2議案については、一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ付託いたします。議第145号から議第147号までの3議案については、一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ付託をいたします。議第148号から議第150号までの3議案については、一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へ付託いたします。

次に、一般質問の通告は11月25日正午で締め切ったところ、11名の通告がありましたので、2日は5名、3日は4名、6日は2名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告の提出期限は15日、その他の意見書の提出期限は7日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会での協議内容と結果についてのご報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により本日から12月17日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月17日までの18日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、豪雨による被害の状況についてご報告申し上げます。11月10日の夜から市内で大雨が続 き、翌朝本市に土砂災害警戒情報が発表されました。市では、土砂災害の警戒を要する朝日地域に

において自主避難所を開設したほか、河川の溢水に備えて土のう積み等の対応に当たったところであり、また、国道345号滝の前付近で土砂崩れが発生し、一時は通行止め、その後は片側交互通行となりましたが、午後には復旧し、規制解除となりました。今回の豪雨による人的な被害は報告されておきませんが、配付資料のとおり道路のり面や排水施設等の被害が発生しておりますので、速やかな復旧に努めるとともに、市民の皆様の安全と安心を確保できるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。全国的に新規感染症患者の減少が継続しており、昨年の夏以降で最も低い水準となっております。本市におきましては、新規感染症患者ゼロの状況が続いており、市内の社会経済活動も徐々に活発化してきております。今後、年末に向けて忘年会等で社会経済活動がさらに活発化していくことが予測されますが、それと同時に、気温が低下し、屋内での活動が増えることから、感染の再拡大が懸念される状況でもあります。議員各位並びに市民の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染対策の徹底と社会経済活動の両立にご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本市におけるワクチン接種につきましては、現在、対象者の約9割の方が2回目接種を終えている状況であります。また、既にご報告しております3回目接種の実施に向けて現在作業を進めているところであります。12月から接種日時、会場のご案内と併せて3回目接種の希望の有無について意向確認を行うこととしており、対象者の方に順次意向確認書を郵送させていただきます。

また、政府においては、11月19日にコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を閣議決定し、子育て世帯に対する給付や住民税非課税世帯に対する給付、Go To トラベル等による需要喚起、1人当たり最大2万円相当のマイナポイント付与など、様々な施策を打ち出したところであります。今後、補正予算を速やかに編成し、早期の成立を目指すとのことでありますので、本市といたしましても、これらの施策に対して迅速に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、令和3年第3回定例会でご報告申し上げた以後の各報告事項につきましては配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災が1件であります。

寄附の申出につきましては、配付資料のとおり多くの皆様から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年8月から10月までの間に6,079件で、9,659万円の申込みを受けることができました。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） おはようございます。上村でございます。それでは、市長の諸般の報告に対する若干、若干と申しますか、3問以内で質疑をさせていただきます。

11月19日に発表された国の経済対策に対して、補正予算の成立の後、迅速に対応できるように取

り組んでいるという報告がございましたけれども、その中で市長も触れられました18歳以下の給付金の関係です。まだ私も報道とか厚生労働省のホームページから、国のホームページからダウンロードした資料しか見ていないのですけれども、18歳以下の子どもに対する給付金については、かなり自治体の裁量の余地があるような話を聞いています。1つは、10万円相当で、今のところ報道だと5万円の現金と5万円のクーポンというのが標準で示されていますけれども、10万円全部現金でもいいよという立てつけにどうもなっているようですので、何かクーポンだとクーポンの印刷とかいろんなところでかなり事務的な経費もかかるようですので、市の考え方として10万円全部現金で取り組むようなスキームで考えたらいかがかなと思うのですけれども、現時点まだ固まっていないと思いますけれども、その辺、村上市における18歳以下への給付金についての基本的な考え方みたいなことで、ここでお示しできる内容があればお聞きしたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 19日におきまして国のそういった方針が示されたところでありますけれども、市といたしましては、今ほど市長が申し上げましたように、18歳以下とはなっておりますけれども、まず中学生以下の部分についての現金給付を今検討しておりますし、高校生につきましてはそれとはまた切り分けて支給を検討するというふうなことで今現在進めてございます。なお、本会期中に中学生以下の部分につきましては追加で提案申し上げたいということで、今準備を進めている最中でございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） すみません。私の質問の内容とちょっと違うので、もし市長よければ。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私も逐次報告は受けているのですけれども、今議員お示しの自治体にその裁量があるという部分についてまで承知しておりませんので、それ早急に確認をした上で、今ご提案の対応がより本市に合う形なのかどうかというのは検討させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） これから検討するということですので、それでは国から示される制度の中で自治体の裁量の余地があるところについてはぜひご判断いただきたいと思っておりますし、ちょっとその上乘せといいますか、横出しのところ、国が今示している18歳以下の給付金については、標準世帯で960万円、世帯員1人960万円以上収入があれば対象外ということですが、秋田の横手市あたりでは、その所得制限を取っ払って市独自で支給している。子育てに対する給付、支援ということであれば高額所得者の子育ても支援すべきなのだろうなと思っておりますので、1つ目の質問は、国が示した制度の中でどう自治体の裁量を使うかという話ですが、今は国の示したスキーム以外で、所得制限外のところも市独自で支給するみたいなことは、国の制度そのものが具体的に示

されていませんので、それ以外のところというのはなかなか難しいと思うのですが、私的には、総合計画案を見ても子育てというのは非常に市の重点施策でもありますので、必ずしも所得にこだわる必要はないのではないかなと思うのですが、その辺のお考えは。それはもう現時点で構いませんので、お聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 横出しの部分は、市でもどの横出しの仕方が一番ベストなのか、ベストというのはなかなか難しい、ベターなのかということは検証させていただいています。現在コロナ禍の中で非常に生活が困難を極めている状況が実はあります。他方、今原油価格の高騰で、例えばこれから冬季に向かっての灯油購入価格、これは非常に高騰しています。こんなところを過去にも原油高騰のときに支援をしたというケースがあるのですが、そのときの立てつけが例えば生活保護世帯であるとか、そういう状況だったのですが、それをもう少し広げられないとか、いろんな形で今検討をさせていただいております。それは、今の国制度以外の部分で、市独自の部分ということのスキームで今検討しておりますので、それについてはいずれ明らかにさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、現状検討はしているということをご答弁申し上げたいというふうに思っています。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 3問目で灯油購入費助成について話ししようと思いましたが、今市長から先手を打たれましたので。私もこの間18リットル入れたら2,000円、千円札が2枚飛んでしまいましたので、非常にびっくりいたしました。ぜひ低所得者に対する灯油購入費助成についても具体的にさせていただくように、これは質問ではなくてお願いということで、よろしく願います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） おはようございます。私、2点だけちょっと質問させていただきます。

1点目は、火災の発生報告という格好で、村上市内の住宅火災が1件発生したという格好で報道されました。残念なことに死傷者も出たという格好で、非常に気にしているところなのですが、ただし消防署の活動で、私の知っている情報では、火災発生から鎮火まで非常に早かったという結果にもかかわらず人身の死傷者という格好でのお話が報道でなされたわけですが、消防長、こちらの住宅には住宅火災警報器というものはどんな状況だったのか、もし調べてあれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（佐藤正弥君） 本住宅の住宅火災警報器は設置はなかったというふうに担当から聞いております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 住宅火災警報器の重要性というのは消防長十分ご存じだと思いますので、たしか私の記憶では75%ぐらいの普及率ということで、依然その場で止まっているというような状況が続いているという感じですので、できれば今回のようなこういう悲惨な事故が起きないように普及のほうをもう一度皆さんで努力していただきたいと、そう思います。

次に、市長のほうから10月10日前後の大雨について、345号の通行止め、今朝も通ってきました。今日から、おかげさまで、県のほうで本復旧という格好での工事に入っております。私、その日の朝、通勤者からの報告だったのですけれども、現地に行って戻ってきたという格好で報道がなされた。というのは、報道ということは、有線放送で通勤者に対して通行止めだよという格好での対応、非常に私遅かったのではないかなというふうな気がしたのですけれども、建設課長、どんな流れで一報を市民の皆様に通報なさったか、その流れをちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 当日、朝方大雨が降ったのか、県の担当の方が来られたのがちょっと若干遅かったということもありましたのですが、現場を見つけたのが警察の駐在さんだったということで、警察のほうからと消防のほうから今通行止めになっていますということで市のほうに連絡が入りました。それで、私どもも県のほうに確認しましたが、県のほうもこれから現場に行って状況を確認しますのでということで、その後、その段階で警察の方が通行止めということで措置していただいたのですが、県の対応を聞いた中で、通行止めにしますということでご連絡をいただいて、広報で流したというような形でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 確かに管理が県の345号ですので、現場の確認という格好で、通常の市道の通行止めよりは時間がかかるというようなことは私も理解します。その辺のところの連携、十分連携して、やはり通勤者がいると、途中で戻ってきましたという、一般の人から、放送も流れたようにそういう格好で、なぜ通行止めなのという格好での放送も流れないのというお話が出ましたので、できればその辺のところの連携は十分取って、なるべく早く市民の皆さんにお伝えできるようにひとつお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ふるさと村上応援寄附金の件なのですが、8月からこの10月31日までののはここに書いてるとおりなのですが、今年に入って4月1日から今までで何件でどのぐらいあったか、もし分かるようであればちょっとお知らせ願いたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 4月から10月末現在の数字で申し上げますが、1万1,126件で、1億7,802万1,000円でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） この数字というのは、昨年度との同月比較ですと、同時期比較するとどう  
いうふうな変化が起きていますか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 昨年同月比で3,610件の増でございまして、額にして4,532万円の増  
でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 増えているということは大変喜ばしいことなので、また村上をどんどんPR  
させていただいて応援寄附金が入るように努力していただきたいなと思います。

それともう一つは、先ほど経済対策というか、国のほうからいろいろと出てきて、追加議案で出  
てくる。詳細について見ればそこで議論ということになりますけれども、できれば私も、1番議員  
言っていましたけれども、所得制限960万円というのを撤廃して、全員に当たるような器量を設けて  
いただきたいなとは思っております。それにはどのぐらい960万円以上の世帯というか、1人が960万  
円以上いくと駄目なのだけれども、どのぐらいの件数があるのか、その辺も事前にちょっと調べて  
おいてもらいたいなと。恐らくそれをすると駄目だよという国の指導がもしかしてあるのかないの  
かも含めて、私はお金が結構ある方々にも同じように給付されることによって経済が回る、貯金に  
も行くかもしれません、それは。回るというの、経済対策であれば、そこはもう低所得者だけに限  
らず全部やればいいと私は思っておりますので、ぜひその辺のところも調べた上で、追加議案の議  
論のときにいたしたいと思いますが、どうですか。市長、どんなふうな考え方していますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） しっかりと可視化をして、それのご理解が進むような形で提案をさせていた  
だきます。

○15番（姫路 敏君） いいです。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第13号 専決処分の報告について

報第14号 専決処分の報告について

報第15号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、報第13号から報第15号までの3議案は、いずれも専決処分の報告  
についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第13号から報第15号につきまして、一括してご報告を申し上げます。

報第13号及び報第14号につきましては、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしたものであります。

初めに、報第13号は、令和3年7月27日、村上体育館駐車場内において、市職員が市民宅へ訪問健康指導を行うため体育館下駐車場から屋外駐車場へ出ようとした際、走行してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が損傷したものであります。この事故による負傷者はありませんでした。本件事故は、双方に注意義務があることから、過失割合に応じて相手方車両の損害額3万3,094円を賠償するものであります。

次に、報第14号は、令和3年11月1日、高根地内において相手方車両が農道を走行中、道路に設置されている横断溝を通過した際にグレーチング蓋が跳ね上がり、車両が損傷したものであります。本件事故は、農道管理上の瑕疵により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両の修繕費として6万6,231円を賠償するものであります。

なお、この2件につきましては、いずれも示談が成立したことから、このたびご報告するものであります。

報第15号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について専決処分をいたしたものであります。令和4年3月31日限りで阿賀北広域組合が解散し、新潟県市町村総合事務組合を脱退することと、加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合から公平委員会に関する事務について共同処理事務に加入したいとの申出があったことにより変更を行うものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

日程第5 議第110号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第111号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第112号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第113号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第114号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第110号から議第114号までの5議案は、いずれも人権擁護委員

の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第110号から議第114号までの5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらは、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会のご意見を求めるものであります。本市区域に法務大臣から委嘱されております人権擁護委員のうち4人の方が令和4年3月31日をもって任期満了となり、1人の方が令和3年3月31日をもって辞任されましたので、議第110号においては伊與部久子氏を、議第111号においては渡辺幸雄氏をそれぞれ適任と考え、引き続き推薦するものであります。また、議第112号においては、今期をもって退任される小田寛三氏の後任として中山光市氏を、議第113号においては菅原尚子氏の後任として片野佐喜子氏を適任と考え、推薦するものであります。議第114号においては、辞任された中倉清氏の後任として佐藤美喜子氏を適任と考え、推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いなくて直ちに採決をしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いなくてボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第110号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第110号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第111号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第111号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第112号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第112号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第113号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第113号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第114号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第114号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

日程第6 議第115号 第3次村上市総合計画基本構想の策定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第115号 第3次村上市総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第115号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第115号は、第3次村上市総合計画基本構想の策定についてであります。本案は、第2次村上市総合計画の計画期間が今年度末をもって終了することから、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする第3次村上市総合計画基本構想の策定につきまして、村上市議会の議決すべき事件を定める条例第4号の規定により議会のご議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております議第115号 第3次村上市総合計画基本構想の策定については、議会運営委員会委員長報告のとおり、12月6日の本会議で議案審議を行います。

---

日程第7 議第116号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第117号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第118号 村上市職員の給与に関する条例及び村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第116号から議第118号までの3議案は、いずれも条例の一部改正についてであります。関連がありますので、これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第116号から議第118号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第116号は村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。人事院は、8月10日、国会及び内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告いたしました。内容は、公務員と民間の支給割合の均衡を図るため、公務員の期末手当の支給月数を引下げする内容であります。また、新潟県人事委員会におきましても、10月15日、国家公務員を対象とした人事院勧告を考慮した内容での勧告をいたしました。本市におきましては、これまで地域民間水準を適切に反映するため、新潟県人事委員会の勧告に準拠して給与改定等を行っておりますので、今回につきましても、人事院勧告に基づいた県の改定に倣い、市議会議員に係る条例の改正を提案させていただくものであります。

改正の内容につきましては、市議会議員に支給される期末手当の支給月数を0.05月引き下げるもので、令和3年12月期の期末手当については現行の1.65月を1.60月に、令和4年度以降については、6月期及び12月期の支給月数が均等となるよう1.625月にするものであります。

次に、議第117号につきましては、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましても、市議会議員と同様に、新潟県人事委員会の勧告に基づいた県の改定に倣い、条例の改正を提案させていただくものであります。

改正の内容につきましては、市長、副市長及び教育長に支給される期末手当の支給月数を市議会議員と同様に0.05月引き下げるもので、令和3年12月期の期末手当については現行の1.65月を1.60月に、令和4年度以降については、6月期及び12月期の支給月数が均等となるよう1.625月にするものであります。

議第118号は、村上市職員の給与に関する条例及び村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましても、新潟県人事委員会の勧告に準拠した一般職員に係る給与改定と会計年度任用職員に係る給与改定を提案するものであります。

改定の内容といたしましては、期末手当の支給月数を一般職員は0.1月、再任用職員及び会計年度任用職員は0.05月引き下げるものであります。職員の令和3年12月期の期末手当については、一般職員は現行の1.275月を1.175月に、再任用職員は現行の0.7月を0.65月にするものであります。令和4年度以降の支給月数につきましては、6月期及び12月期の支給月数が均等となるよう、一般職員は1.225月に、再任用職員は0.675月にするものであります。会計年度任用職員の期末手当につきましては、令和3年度は現行の支給月数とし、令和4年度以降から再任用職員の支給月数と同様に0.70月を0.675月にするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。では、議第118号、市職員の期末手当、給与に係る部分についての質問をさせていただきたいと思っております。

今、市長のほうの提案理由の中で県の人事委員会勧告に準拠して引下げという理由の説明があったかと思っておりますけれども、そのほかに何か、職員の期末手当の引下げを決定した理由について、県の人事委員会勧告の内容準拠以外に何かあるのか。報道によれば、総務省あたりから、国や県から人事院勧告に準拠して改定するよという通知も出されているとか出されていないとかということもありますけれども、その国や県からの要請の有無も含めて、職員の期末手当の引下げを決定した理由について、もう少し何か具体的に説明していただけることがあれば説明していただければと思いますけれども。お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 給与改定につきまして、国、県からの通知があるのかどうかという今ご質問ございましたけれども、県を通じて国のほうからの通知ということでございますが、改定につきましては、今回国がちょっと異例の形で、来年の6月期で調整するというふうな扱いをすることによって今動いております。ただ、今回につきましては、私ども人事委員会を持たない団体になりますので、そちらについては、例年ですけれども、持たないところについては県の人事委員会の勧告の内容を参考にとということで、今回の実施時期につきましても地域事情に応じて適切に判断するよというよなことで通知がされておりますので、その内容に沿いまして、県内のほとんどの団体、県の人事委員会の勧告、今回県が実施するということになりましたので、それに倣って12月で調整ということになったということでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 私も県の職員を随分長くやっていたので、人事院勧告制度を最大限尊重して職員の給与を定めていくというスタンスは当然のことだと思いますけれども、それはそれとして、地方自治の観点からいえば、人事委員会勧告と違う内容の村上市独自の判断をすることも法的にはあり得るというふうには私は考えるのですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 国、県の指導ですと、国が人事院勧告なりで出すわけですけれども、国の水準を上回ったような形で給与水準を設けるということについては非常に厳しい指導が入っているというのが実情でございます。また、あと実際できるかどうかということになりますとあれですけれども、私どもその判断指標となるものが存在しませんので、やはり一定のルールの中で給与改定というのをしていくということが必要だと思いますので、これまでも人事院勧告あるいは人事委員会の勧告に準じて実施しているというのがこれまでの取扱いでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 答弁そのとおりだと思います。ただ、地方自治の観点からというか、地方自治法上は自治体独自が判断して差し支えないといいますか、あり得ると思います。私が県に入った80年当時は、新潟県、毎年のように人勧を守っていませんでしたから、人事委員会が給与引上げの勧告をしてもそれを完全実施しないということが何年も何年もありましたので、それによって国からペナルティーを新潟県が受けたというのは一切聞いたことがありませんので、当然労働基本権の代償措置でございますので、最大限尊重するというのは当然なのですが、建前から言えば、違う判断もきちんと説明がつけばあり得るのだろうというふうには私は思います。では、今回人勧制度を最大限尊重して引下げをしたということですが、私としては、そういう結論になるのかもしれませんが、新型コロナ感染症対策で非常に日夜、非常に長時間労働であったり、休日出勤もしたりする、頑張っている市職員に報いるということ、2点目は、市役所職員の給与を引き下げれば、それによって地場の民間労働者の給与引下げにも波及することもあり得ると。市の職員の給料も下がる、民間労働者の給与も下がるということで、購買力低下による地域経済へのマイナスの影響もあると。そういったことについて検討した上で、見送りの判断もあり得たのではないかと思いますけれども、その辺の考慮というのはされたのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 当然行っております。そうした中で、先ほど総務課長申し上げましたとおり、これまでの一定のルールというものもあるわけでありまして、私ども、県の人事委員会が持っているような、市場調査をして民間給与との格差をしっかりと第三者機関がチェックするという、そういった能力を持っていないものですから、そういうのであれば、よりどころとしてはそこを見るだろうと。国の制度を尊重しながら、県、これはより私ども村上市に近いわけでありまして、ここがほぼほぼそれを判断する状況としては妥当だろうということでこれまで来たということであ

ります。それと、あわせて現在の新型コロナウイルス感染症による様々な経済を中心とした冷えの部分については、他の支援策等を打ちながら、それを回すことによって市内経済をしっかりと動かしていくという手法も取っておりますので、そうしたところを活用しながら、それは当然、それがなければ通常の価格で購入するわけでありますけれども、商品券であったり、飲食券であったり、こういうものを活用することによって少しの財力でいろんなことができるというふうなところ、これを併せてやっていこうという判断の上に今回ご提案を申し上げているというところであります。

○1番（上村正朗君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 今回のボーナスの削減ということで、全部で、3議案全てでどれだけの金額削減になりますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今回、一般職と特別職ございますけれども、一般職で約3,000万円、それから特別職で約48万円という……

〔「全部で」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（東海林 豊君） 全部ですと3,000……

〔「市議員も含めてです。全部含めて」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（東海林 豊君） 全部で約3,050万円ということです。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 3,050万円、これを議案通して3,050万円の削減をすると。いわゆる民間との差をそれで縮めていこうということで、人事院のほうからそういうことで出てきているのでしょうけれども、私的にも、もしできるのであれば、経済対策これからやるわけですから、職員さん、自分たち、そしてまた議員も含めて、0.05か月分を削減しないで、思い切り逆に経済のために使ってくれと、職員はじめ自分らも、議員もというような考え方はいいのかなと、私はそんなふうに思っております。議案を出した限りはそうですねと言われたいとは思いますが、一つはそういう方向性の考え方もあっていいのかなと。今上村議員言われていましたけれども、何も人事院、そしてまたその勧告にどうしても従わなければいけないというわけではないと思うのですから、逆に言うと、今こそ、そういう部分でいうと、頑張ってきた方々にその分をしっかりと削減することなく渡して、経済に使ってくれという方向性もいいのかなと思っておりますけれども、あえて市長、どうですか、そんな考え方も。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど申し上げましたとおり、そういった多方面の状況を勘案した上で、また市がこれまで取ってきた人事委員会との関係性も含めて、今の市場の状況も勘案した上で今回ご

提案を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 私も、だからといってこれ反対するわけではないのですけれども、考え方の一つとして、今後のためにもそういうものもあってもいいのかなと、こういうふうに思っておりますので、どうか今後何かそういうことがあったときに検討の材料にさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第116号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第116号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第116号は原案のとおり可決されました。

次に、議第117号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第117号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第117号は原案のとおり可決されました。

最後に、議第118号について討論を行います。討論はございませんか。

1番、上村正朗君。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。上村でございます。私は、議第118号 村上市職員の給与に関する条例及び村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてに反対する立場で討論を行います。

本議案は、市職員の期末手当の支給額を本年12月支給分から職員0.1月、再任用職員等0.05月を減額し、会計年度任用職員は令和4年度から0.025月減額しようとするものです。今回の改定は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の下で民間給与が下落した状況を踏まえた新潟県人事委員会勧告に準拠するものです。

人事院勧告制度は、公務員の労働基本権を制限することへの代償措置として設けられたものであり、勧告の内容は最大限尊重されるべきものと考えますが、給与の公民較差のみならず、職員の働き方や生活の実態、地域経済の状況等を踏まえて、地方自治の観点から、最終的には個々の自治体で判断できるものと考えます。現に過去、新潟県においては、県財政の厳しさを理由に、給与引上げを内容とする県人事委員会勧告を完全実施しなかった例があります。

市職員の皆さんは、コロナ禍で、市民の健康と命、暮らしを守るために日夜力を尽くしています。現在、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種業務も始まり、感染症拡大の第6波の到来や、変異株であるオミクロン株への対応も行わなければなりません。加えて、日頃から市政の各分野で市民の福祉の向上のため努力しているとともに、大雪や洪水、地震などの災害時は、自分の安全や家庭を顧みず、市民の命と暮らしを守るために力を尽くしてくれています。この市職員の皆さんの労苦に給与や待遇面からも応えることが必要だと考えます。また、市職員の給与削減は地域の民間給与の引下げに波及し、地域内の購買力を低下させ、地域経済にマイナスの影響を与えるものと考えます。

最後に、市職員と市民の生活を守るために、市職員の期末手当の削減を行うべきではないことを訴えまして、私の議第118号に対する反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第118号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第118号は原案のとおり可決されました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

- 日程第 8 議第 1 1 9 号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について  
議第 1 2 0 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第 1 2 1 号 村上市さんぼく会館条例制定について  
議第 1 2 2 号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第 1 2 3 号 村上市伝統的建造物群保存地区保存条例制定について  
議第 1 2 4 号 村上市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第 8、議第119号から議第124号までの 6 議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第119号から議第124号までの 6 議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第119号は村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、第3次村上市総合計画がスタートを迎えるほか、地方創生の取組やデジタルトランスフォーメーション推進の流れが一層加速していく中で、国、県の流れを着実に積みながら市の施策へ迅速に反映させていくため企画戦略課を設置するなど、組織の見直しを行うものであります。企画戦略課には、デジタルトランスフォーメーション推進のため、新たにデジタル化推進室を設けるほか、総務課の秘書室及び行政改革推進室、企画財政課の企画政策室、自治振興課の公共交通係を統合し、企画政策部門の強化を図っていくことといたしております。また、総務課におきましては企画財政課の統計業務を統合し、企画財政課につきましては財政部門をまとめて財政課としようとするものであります。加えて、自治振興課におきましては、本市にとりまして大きな課題となっております空き家対策事業と空き家バンク事業、これを一体的に推進するため、市民課に自治振興室を統合し、それに伴い自治振興課を廃止しようとするものであります。

次に、議第120号は村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、国や県の情報を常に把握しながら、市長、副市長の補佐役となり、市の重要施策に関わる事業の総合的なマネジメント業務を担う職員として政策監を令和4年度から新たに配置しようとするものであり、級別職務分類表に政策監を追加するものであります。

次に、議第121号は村上市さんぼく会館条例制定についてであります。本案は、現在改修中の村上市さんぼく会館の供用開始に伴い、各施設の使用料金をはじめとする必要事項に関して定めるものであります。なお、改修後の施設の供用開始は来年5月を予定しており、施設貸付けの事前予約は

2か月前の3月からを予定しているところであります。

次に、議第122号は村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、村上市さんぽく会館が生涯学習活動の地域拠点としての機能を有した施設に改修、整備されることに伴い、現在生涯学習施設となっている山北コミュニティセンターの体育館部分を社会体育施設として村上市体育施設条例に加え、令和4年4月1日から利用しようとするものであります。なお、山北コミュニティセンターの校舎部分につきましては用途を廃止し、本条例の附則において山北コミュニティセンター条例を廃止するものであります。

次に、議第123号は村上市伝統的建造物群保存地区保存条例制定についてであります。本案は、文化財保護法に基づき本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関して、保存活用計画、現状変更の規制、審議会の設置等、保存のために必要な事項を定めることにより文化財を保存し、かつその活用を図り、もって市民の文化的向上に資することを目的として制定するものであります。

議第124号は、村上市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会条例制定についてであります。本案は、議第123号の伝統的建造物群保存地区保存条例第11条の規定に基づき、本市における歴史的な集落や町並みの保存活用の推進に関して必要な事項を調査・審議するため制定するものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） それでは、議第119号ですか、行政組織の一部を改正するという提案でございますけれども、何年か前、ほんの数年前に財政課と企画課が一緒になっているという経緯がございます。その当時は、財政と企画を一緒にするることによって何を指すというような目的があったのではないかなと想像するわけですが、この間社会の情勢も変わっていますので、情勢に合わせたのだよという側面もあるかと思いますが、当時の目的と、それから今回これを分離するについての目的、効果、狙い、これをお答えいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） さきに企画と財政を統合して企画財政課にしたときには、足腰の強いしっかりとした財政基盤に基づいた施策運営をきちんと遂行できる、推進できるという体制のためには企画と財政が一体的に取り組む必要があるだろうというふうに考えた経緯があります。現在、社会全体として、これから新たな技術を含めた、例えばカーボンニュートラルであるとか、デジタルトランスフォーメーションですとか、様々なそういう状況に対応していく、その足腰がきちんとまず見通しが立つようになったので、それにしっかりと、せめて取り組んでいけるような体制、これを考えたときに、これは市民にとって、やはり速やかにそういったもののサービスを提供すること、これが重要だと思います。レスポンスいい行政運営、行政組織であるためにはどうあるべきかということで、今回企画戦略課を設置をしたということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 総務省のデジタルトランスフォーメーションという構想が今進められています。ですので、積極的な意味で今回の機構改正が行われたというふうに理解して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 18番、長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 議第120号の政策監についてちょっとお聞きしたいのですけれども、たしか地方創生の人材支援制度、人口10万人以下というところの制度を使うのだらうというふうに思っているのですけれども、実際これをスケジュール的に見ますと、9月24日から11月15日までに派遣希望の提出をするということになっている制度だと思うのですけれども、実際その派遣希望の提出はしたと思いますし、国家公務員を派遣するのか、それとも大学の教授等を派遣するのかとかということで決定はしているのだらうと思いますけれども、その辺の具体的なことがもしお話しできるのだったらお願いしたいと思いますけれども。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 制度を活用させていただこうというふうに思っております。その結果、工程表が国のほうで定められておりますので、議会のご議決をいただいた上で、こういうふうな対応になりますというようなことはお話をさせていただいているのですが、議員ご指摘のとおり、様々な分野からこういった職を本市にお迎えするということができるような制度になっております。今回デジタル庁もおおむね半分が民間登用というような形で、これまでの国の機関になかったような仕組みでスタートさせておりますが、それと同時に、基本的な村上市が進める市民のための福祉政策、全てですね、道路建設も含めてでありますけれども、そういった福祉向上のための施策、法律の立てつけも全部含めてということを考えてときに、やはり今は、選択するのは各省庁、本省の方、国家公務員として幹部職員として活躍をされ、また今後活躍されるのだらうという方のほうがより村上市にとっては公益のだらうというふうな形で、その幾つか選択できるものの中からは、本省の国家公務員ということでお願いをしたいというお話をさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） たしか栗島浦村とか阿賀野市さんとかだと、さっきから言われていますDXのほうの分野の方を、民間の人を派遣したというような事例があるみたいなのですけれども、そこで、7級ということで、7級というのが今村上市では1人、管理主事か何か、多分これ教育委員会か何かの管理主事だと思うのですけれども、1人しかいませんよね。その中の何号俸とかという形で、今回派遣される方は7級ということで位置づけられるのだらうと思うのですが、これに関しては、例えば交付税措置とか、その派遣制度における交付税措置、つまりどの部分に関しては交付税措置しますよというような部分というのはあるものなのですか。ちょっと教えていただきたいと

思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今回の制度を活用した場合の財政負担については、派遣を受ける自治体の負担ということで、特に交付税措置とかそういう形の支援はございません。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 私は、この政策監というのはすごく期待しているのです、実を言いますと。政策アドバイザーとかいろいろな名前で政策に関して各分野の組織を一つにまとめて、きちっとした政策立案にしてもらいたいというふうに期待しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。議第123号についてと議第124号について、合わせて3点お聞かせいただきたいと思います。非常に門外漢のところでございますので、基本的な質問で大変恐縮ですし、全員協議会で既に説明を受けているのかもしれませんが、再度お聞かせいただきたいと思います。

第3条にこれからの業務の流れが書いてあるわけですが、都市計画の保存地区はもう定めているのかなと思うのですが、その計画策定までのスケジュールといたしますか、現在の、今の見込みで構いませんので、都市計画の保存地区がいつ定められて、その条例が制定されたという過程で審議会をいつ立ち上げて、計画はいつぐらいの時期に策定を計画しているのか、その辺の大まかなスケジュールをお聞かせいただければなと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） お答えいたします。

伝統的建造物群の部分につきましては、保存地区の調査というのが大前提になります。その後、今回の条例制定、保存条例の制定と審議会の条例を経まして保存活用審議会の設置をし、その後、保存地区の選定、審議会の中で地区の選定と保存活用計画の策定を行います。それと同時に、その選定、それから計画の策定につきましては住民説明をしながら合意形成が必要となります。その後、その保存活用計画を告示しまして制度運用が始まるのですが、私ども、予定としまして、順調にいきまして制度の運用開始を令和5年の4月からということでやっていきたいなというふうに思っております。その後、国のほうにその重伝建地区の選定をお願いしまして、国とのやり取りがまたその時点でも出てきますけれども、国に認められれば補助金等の制度が活用できるというような流れになるということをくみまして今始めております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） そうすると、計画は令和4年度いっぱいやるというふうに承知しておきますので、違えばまた後で訂正していただきたいのですけれども、令和5年4月までに計画はつくるといことですねと言ってしまうと2つ目の質問になってしまうので、違えばまた後で言っていた

だきたいのですけれども、続いて第9条の許可の取消しのところなのですけれども、許可を取消しをして、非常に、すみません、素人考えで大変恐縮なのですが、何か条例に反したようなことをやった場合に、それを原状復帰というか、そういうのを担保するための例えば罰則とか、そういうのは条例上はうたわれていないような気がするのですけれども、その辺の担保といいますか、条例の内容を実現するための担保というのはどういうふうなものなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） あくまでも先ほどのスケジュール感につきましては今現状の私ども最短での考え方ということなので、これから国等とも、現在もやり取りはさせていただいているのですけれども、いろんなことが出てくればまた延びるような状況もございますし、また住民の合意というのが大前提になりますので、住民の方たちのご協力が必要になってくると。その地域の協力が必要というふうになってきます。その中で罰則規定どうだろうというような話も当然この部分でも審議はしたのですけれども、あくまでも住民の合意形成を前提として考えたいということで、今回盛り込んでおられません。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それでは、最後、議第124号のほうなのですが、審議会の委員の関係で、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するというので、（1）から（3）まで書いてありますが、学識経験を有する者、関係団体に属する者、市民を代表する者、現時点で構いませんので、具体的にはどういう方々を予定しているのか、現時点で示される範囲でちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） これは文部科学省の文化庁の手引書にもございますけれども、その中を取り上げて私ども想定しております。学識経験者につきましては、大学の教授の先生、それから保存対策調査等の関係者等、それから歴史文化財等の有識者、それから建築関係の有識者、景観保全関係の有識者、商工観光団体の有識者、指定地区の範囲の住民の方の代表者、そのような方たちを何名か集めてやっていきたいというふうに思っております。

○1番（上村正朗君） 分かりました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） すみません。いいですか、議長。総務の……

○議長（三田敏秋君） 所管ね。

○17番（木村貞雄君） すみません。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 組織の議第119号、今までいろいろ質疑されていて、戦略的な意味での今回立

てついで組織を変更していく、変更というか、なっているのでしょうかけれども、全員協議会の場合でもちょっと言いましたけれども、戦略的な部分とは少し変わるかもしれませんが、営繕課というのが前から私は非常に必要だとは思っていたわけです。どういうことかという、例えば学校の施設とかいろいろ何か壊れたとか雨漏りがするとかといっても、恐らくその校長先生、担当者、責任者、いろいろ見て回ってもちょっとぴんとこない。どうしてもお近くの業者さんにちょっと見てもらうみたいなどころから始まっていくのでしょうかけれども、そういったところも含めて、もともとは建設課に類するのかなとは思いますが、でも建設そのものも道路とかもいろいろございますし、そうやって考えてみると、施設の維持管理という部分で営繕課みたいなものを今後、こういう組織の変更のときに少し考えてもらいたいなと思っておりますけれども、どんなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） しっかりと施設管理をやるという意味では、営繕課という形で、特に権限も財源も与えながらやるというのはいいのだろうというふうに思っています。これまでなかなか実は、行政運営を見ていて、職員の共有する課題になっているのかどうかというのを私非常に疑問に思っていました。今回、本市の幹部職員、全員なのかどうかちょっと聞いていませんけれども、多くの幹部職員の皆さんに本市が持つ施設全部現地に行って見ろという形で見ていただきました。その結果、老朽化の度合い、またこれがどういうふうな形で今後使われていくのか、これを将来にわたってどうしていくのかということ、非常に多くの意見、それは多分みんな共有できているのだろうと思います。それと同時に、財政的に、ではそれをどうしていくのかというこの両面作戦が必要なわけですから、全部残すためにはどれだけの財源が要るのだという話になりますので、そういったところを今回財政課に特化する形で、管財の形ですね、そのところの強化も図りながら、よりストレートに物事が進むような仕掛けにできるかなというふうには思っています。それがうまくいかなければ営繕課という形で、もうそこをピンポイントに当てるということもあるのかもしれませんが、そんなところは意識しながら今回行政組織の見直しを行ったということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ということで、維持管理的な公共施設の部分も見逃せない部分があります。先へ行けば逆にお金がかかる部分もございますので、少しそういうところも職員挙げていろいろ考えてもらいたいなと、こういうふうに思っております。

それともう一つ、さんぽく会館条例の件なのですが、さんぽく会館条例の設置目的が以前のものと少し変わっております。どういうことかという、「第3期山村振興農林漁業対策事業及び保健衛生施設等整備事業により農林漁家の生活向上及び住民の保健福祉の増進を図るため、さんぽく会館を設置する」となっていたのですが、今回は「市民の生涯学習の支援及びコミュニティ活動の推進に資するとともに、住民福祉の向上のため、村上市さんぽく会館を設置する」という言葉

に変わっておりますけれども、これはやっぱり補助金関係の件でこういうふうに変ったわけなの  
でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） お答えいたします。

あくまでも設置目的、これまで地域審議会等で生涯学習センターをとという声が山北地元にあった  
わけですけれども、その山北コミュニティセンターが今耐震の影響で、それを選ぶか、もしくは  
さんぼく会館の改修でということでのそこに機能をくっつけるかというふうなことがこれまでも討  
議されてきてまして、それで地域住民の方たちのワークショップの中でさんぼく会館の改修方法を  
検討してまいりました。今回この改修となったわけなのですけれども、その主たる目的が生涯学習、  
今までの現状の使用に変化はありませんけれども、そこにプラス生涯学習の機能を充実させるとい  
うことで今回の改修をお願いしたわけですので、その目的感をはっきりと打ち出しているというよ  
うなことでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） よく集落会館なんかでも何かそういう農民、漁業のためとかという言葉を入  
れないと補助金対象に入らないとかという、前もってそういうことがあったもので、今回がらっと  
変わったものですから、どうしてかなと、こういうふうに思っておりました。

それともう一つ、指定管理という言葉が条例の中に出てきますが、これは指定管理を考えている  
のだらうなというのは分かります。指定管理先などは大体おおよそ決まっているようであれば、分  
かる範囲で聞かせてもらいたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） 将来的な見込みを持ちまして、それで将来的にはその会館も指定管  
理というような形を考えていかなければいけないのではないかと、今の現状なのですけれども、  
この機会にそれを併せて条例化をしておいたということで、現在どの団体とか、どの個人にとかと  
いう考えは、今のところはございません。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。詳細は総務文教常任委員会でいろいろ議論してもらえればい  
いかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第119号から議第124号までの6議案は、議案付託表のとおり、  
会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

---

日程第9 議第125号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第125号から議第131号までの7議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第125号から議第131号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

各議案とも令和4年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。指定につきましては、いずれも公募によらず、現在の指定管理者を引き続き指定しようとするものであります。

議第125号は、村上体育館ほか10施設を一括とした村上地区体育施設関係、議第126号は荒川総合体育館ほか5施設を一括とした荒川地区体育施設関係、議第127号は神林総合体育館ほか8施設を一括とした神林地区体育施設関係、議第128号は朝日総合体育館ほか6施設を一括とした朝日地区体育施設関係、議第129号は山北総合体育館ほか7施設を一括とした山北地区体育施設関係で、それぞれ各地区の総合型スポーツクラブに指定しようとするものであります。指定期間につきましては、いずれも令和9年3月までの5年間といたしております。

次に、議第130号につきましては村上市郷土資料館ほか8施設を一括で、議第131号につきましては縄文の里・朝日1施設を公益財団法人イヨボヤの里開発公社に指定しようとするものであります。指定期間につきましては、いずれも令和9年3月までの5年間といたしております。

なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。何か私ばかりで申し訳ないです。

議第125号についてお聞かせ願いたいのですが、ほかの議案についても共通する問題をちょっとお聞かせ願いたいと思います。指定管理者の指定でウェルネスむらかみに指定すること自体に異議は

全くないのですけれども、指定管理者の指定に係る資料の3ページ、指定管理料の積算内訳のところに人件費、候補者の募集に当たり市が積算した額ですので、実際の額はまた異なるのかなと思いますけれども、今年度のほかの定例会でも質問があったのかなというふうに記憶しているのですが、スポーツクラブの職員の定着が非常に悪いといえますか、なかなか定着が困難な部分があるのではないかという質疑がされたのかなと思います。人件費、給料だけの話ではないと思いますけれども、人件費も非常に大きな要素を占めるのだと思います。そもそもこういった場合、ウェルネスむらかみ、指定管理者の職員の給与をどのくらいのレベルということで見積りをしているものかをお聞かせいただきたいなと思います。11月の市報むらかみに村上市職員の給与が出ていまして、職員の経験年数別、学歴別平均給料月額、これ月額ですから、掛ける16で大体のが出るのかなという気はするのですけれども、違うかもしれません。大卒で経験年数10年で年収400万円、15年で440万円、20年で500万円、私の経験的にもこのぐらいです。もっと60近くなると700万円ぐらいいくのかなと思いますけれども、福利厚生費、手取りといえますか、職員に対する総支給額ですので、人件費としてはもうちょっと、もうちょっとというか、かなり高まると思うのですが、昔であれば市職員と同じ給料表を使って、1号下げる、2号下げるみたいなことで公務員に準ずるみたいな形でやっていたのですけれども、今の人件費の根拠といえますか、その辺はどういった額を根拠にしているのかちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） 人件費につきましては、当然総合型スポーツクラブとも今までもやり取りをやらせていただきまして、どうあればいいかというふうな形で検討させていただいております。今回出すのもそうですけれども、いろんな形で意見を聞きながらやらせていただいております。実際に指定管理に出す施設の管理、あくまでも指定管理の管理という部分でどういう人材が必要なのかという部分を協議させていただきながら、技術系の部分、それから事務系の部分、それから管理的な部分等の積算をしまして金額を出させていただいているわけですけれども、指定管理のマニュアル、私どもも手引書がありまして、その中で給与の部分の考え方をどうするかというふうなことの指示、指示というか、考え方をまとめます。たしか新潟県だったと思いますけれども、標準の給与というのがその役職とか技能の単価で出てきますので、その人件費の考え方を年間通じてどうなのかというふうなことで出させていただいた金額で各スポーツ団体の指定管理料の積算の人件費として計上させていただいているというような状況がございます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 誤解のないようお願いしたいと思いますけれども、各スポーツ団体、指定管理者は独自の給与体系を持っていますので、そこにうちがアテンドしていくわけにはいきません。ですから、うちのほうはその施設を公の施設として運営、管理するために標準設計書をたたきます。その人件費はイコールになっていますから、あとそれを指定管理者側がどういうふうな形でご本

人方の給与体系の中にプロットしていくのかということでありますので、これはあくまでも、課長最後に申しあげましたけれども、標準額があるものですから、それをうちの基本設計額にしているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） すみません。あまりよく分からないのですけれども、標準額というのは、県が何かいろんな資料に基づいて、これを参考にしろみたいな感じで作っているのかなと思うのですけれども、何か、今よく分かりませんけれども、実態として、私が一番イメージ的に湧くのは、例えば市職員の場合、経験年数15年、一般行政職ですけれども、15年で27万9,000円、28万円ぐらいですよね。というのが市報に載っていますけれども、それと比べて、一般行政というのはウェルネスむらかみさんにはいらっしやらないと思いますけれども、似たような業務で、このぐらいの年数で、市の職員の給料と比べてどのぐらいなのだろうなというのが何か一番、その職員が本当にそれで生活をしていける、結婚をして、ジェンダー平等ですから不適切な例えかもしれませんが、例えば結婚をして家庭をつくって、子どもをもうけて、子どもには県外の大学に行ってもらおうと、そういうライフステージに応じた人件費の積算になっているのかと、その辺が一番知りたいところなのです。標準がいろいろあると思うのですけれども、それでその人の生活が成り立たないのであれば、それはやっぱりもうちょっと何か検討する必要があると思うのですけれども、その辺どんなものなのですか。そういう考え方はおかしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） すみません。ちょっと何か先ほどはっきりしない部分もありましたですけれども、先ほど市長申しあげたように、私どもの人件費の積算でございますけれども、厚生労働省が公表しています賃金構造統計調査、これを基本としまして、それらの3か年の平均だとかを取った中で、この職種にはこういう金額が当てはまるということで、それをベースに指定管理料を算定するわけでございます。

あと、後段の部分で生活の部分がかくという部分とかいろいろございましたけれども、そちら側は私どものほうではなくて、あくまでも指定管理者側での給与体系というのは、先ほど市長申しあげたとおり、それぞれの指定管理者が定めた中で給与体系があつて、それで支払うものでございますので、私どもがそこを考慮するかということではございませんので、あくまでも施設の指定管理をする上でどれだけの経費がかかるかということでの人件費の積算は、先ほど申しあげたようなルールの中で算定をしているということでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 指定管理料積算の中に人件費が入っていて、それを市がどういう根拠で積算をしていく、どういう単価を使ってどういう積算していくという場合に、やっぱりその人たちがきちんと生活できる根拠を持った積算をします。それを管理料として支払った先どういう使い方をす

るのかというのは、その団体の裁量といいますか、そういうことなのだろうと思うのですが、その辺はちょっとなかなか納得はできませんけれども、私もちょっとその辺、調査不足というか、そういうのもありますので、ぜひそれは総務文教常任委員会で、今の部分というのは大事なところなので、詰めていただければなと思ひまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 今のところをもう一度私のほうで聞き直すというか、確認の意味であれします。

3ページのところの、いわゆる指定管理者に係る資料というところで、3ページの6番目の市の指定管理料積算の内訳でございますよね。これは、村上市が積算したやつですよね。村上市が積算したやつの支出の部分の人件費、5年間で1億985万5,000円の内訳を教えてくださいということ。何人にかかって、その計算のときに時給何ぼにしたのか、月額何ぼにしたのかというのを聞かせてください。これは総務文教常任委員会のときまでにちょっと調べて、今恐らくばたばたしているのでしょうか、そういうことなのです。要するにこの積算したのは、指定管理をする団体が見積もった金額ではないのです。この金額は、村上市が見積もった金額なのです。その見積もった金額に対して人件費という類があるではないですか。段が。では、その段の人件費は何を積算の基本として積算しているのかということを知っているわけではないですか。そこに付随して言いたいことは、市の職員と同等の形でのいわゆる給与基準ができていいのかということを上村議員は言っているわけです。したがって、今ここでどうだこうだと言っても答えられないようであれば、総務文教常任委員会のほうで我が会派の人間もおりますので、ちょっとその辺までにその理由を、基準を考えてきてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） 申し訳ありません。なお確認をしてお答えしたいと思います。

○15番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第125号から議第131号までの7議案は、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

昼食休憩のため、午後1時まで休憩といたします。

午後 0時01分 休 憩

---

午後 1時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第10 議第132号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定について

議第133号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第132号から議第134号までの3議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第132号から議第134号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第132号は村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定についてであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の減収補填措置が拡充されました。本市におきましても、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者が一定規模の設備投資を行った場合、固定資産税の課税免除を受けられるよう、新たに条例を制定するものであります。なお、村上市税条例及び村上市企業設置奨励条例につきましても課税免除の条項があることから、本条例案との重複適用を避けるために、本条例案の附則において一部改正を行うものであります。

次に、議第133号は村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、村上市国民健康保険の出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものであります。

最後に、議第134号は、令和4年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。山辺里デイサービスセンターほか5施設に係る指定管理者の指定につきまして、公募によらず一括して現在の指定管理者である社会福祉法人村上市社会福祉協議会に引き続き指定しようとするものであり、指定期間につきましては令和9年3月までの5年間であります。

なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきまして、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それでは、議第132号について、ちょっと確認の意味でお聞きします。

この過疎地域に関しては、国の法改正で制定することになったのだらうと思うのですが、本市は、合併後、みなし過疎ということで今回の過疎地域の持続的発展計画を令和3年度から令和7年度まで立てているわけですが、特例に関するこの条例もやはり村上市全域が対象となるわけですね。その辺伺います。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（大滝慈光君） お答え申し上げます。

この過疎計画の令和7年度までの新しい計画の17ページにありますけれども、ここに産業振興促進地域として、村上市全域の中で今回提案申し上げます製造業、旅館業、農林水産物等販売、情報サービス業がこの課税の免除の特例を受けるということになります。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） この条例に伴うそういった過疎地域の関係なのですが、国のほうからの支援というのは何かあるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（大滝慈光君） 課税免除した分につきましては、固定資産税の75%が普通交付税で支援されます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） この条例が制定されて、今後いろいろと社会情勢も変わってきて、例えば企業誘致とかでこれはという企業が来た場合に、市としてほかにそういった、これ以上の免税とかそういうことを考えた場合に、これはあるけれども、新たに市としては取り組むことはできるのでしょうか。市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（田中章穂君） 今現在もこの過疎地域の持続的発展のための特例の条例のほかに、現在既に企業設置条例の中で減税の項目がございます。それ以上の減税の項目については、今検討はいたしておりません。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） それでは、議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について伺います。

これの件に関しては、従前より私が一般質問で瀬波のデイサービスセンターすみれ荘の存続についてさせていただきました。ようやく来年の3月31日をもって廃止することになったわけですが、そこに通われている利用者の方に関しては市からどのような指導を行ったのでしょうか。

か。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） お答えいたします。

先般の定例会ですみれ荘の廃止に伴う条例が可決され、それをもちましてすぐに介護サービス事業所のほうから利用者の方に廃止に伴うご連絡、通知のほうをしております。そして、併せて介護サービス事業所のケアマネジャーの方にも通知をいたしまして、利用者の方がスムーズに次のデイサービスのほうに移行できるように対応いたしました。そして、今のところ順調に移行のほうは進んでおります。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） この施設に関しては、私どもも旧市民厚生常任委員会でも視察に行っておりますし、この施設に関しては、職員さんだけではなくて、市民の方でいろいろボランティアでお手伝いしていただいている方も数多くおられました。そういう方たちにも配慮をしていただきたいというのがありますし、職員の方については、社会福祉協議会の中でほかの施設に移るということが多分予想されるのですけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） 現在すみれ荘のほうに勤めていらっしゃる職員の方には、同じ社会福祉協議会の介護保険施設のほうに多分移ると思いますし、非常勤で勤めている方についても採用するということの一応意向は聞いて対応しております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） この施設に隣接するあかまつ荘という施設もあるのでありますが、このすみれ荘に関してはこれで廃止になったわけですから、今後の跡地利用を含めて市のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） すみれ荘の廃止につきましては、老朽化ということで廃止に至っております。今後の方向性としては、一応廃止、解体というふうには現在のところは考えております。

○12番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第132号から議第134号までの3議案は、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

---

日程第11 議第135号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結について

議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第135号から議第141号までの7議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第135号から議第141号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第135号は桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。本工事は、昭和47年に羽越本線坂町駅構内の線路上に建設された市道藤沢停車場線桃崎人道橋を老朽化により令和3年度から令和6年度の4か年で補修するものであります。また、工事に当たり、鉄道側の運転保安上に影響があることから、東日本旅客鉄道株式会社新潟支社に対し、工事の発注及び管理業務、それらに伴う事務を委託するものであります。

次に、議第136号から議第141号までの6議案は、令和4年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について議会のご議決をお願いするものであります。指定につきましては、いずれも公募によらず、現在の指定管理者を引き続き指定しようとするものであります。

議第136号は、イヨボヤ会館ほか4施設を公益財団法人イヨボヤの里開発公社に、議第137号は神林有機資源リサイクルセンターを農事組合法人かみはやし有機に、議第138号は朝日有機センターを株式会社有機センターあさひに、議第139号は村上市勤労者総合福祉センターを公益社団法人村上地域シルバー人材センターに、議第140号は村上市民ふれあいセンターを公益財団法人イヨボヤの里開発公社に、議第141号は村上市営あらかわゴルフ場をあらかわゴルフ場運営グループに指定しようとするものであります。指定管理期間につきましては、いずれも令和9年3月までの5年間であります。

なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それでは、議第135号について伺います。

これは、今ほども説明あったように、昭和47年。来年になりますと50年になります。その当時は恐らく国鉄であったと思うのですけれども、今のようには、恐らく踏切もあったと思いますので、そういった関係でそんなに荒川町には負担はかからなかったと想定しているのですけれども、荒川支所長は、今でも若いのですけれども、その頃はもうちっちゃい、そういう時代だったので、合併協議会にもそういうのも話も出てこないし、それらについて調べたことがありますか。

○議長（三田敏秋君） 荒川支所長。

○荒川支所長（平田智枝子君） 私が記憶している限りでは、もう私がここを通るときにはこの人道橋ができておりましたので、この人道橋のことしか知り得ませんでした。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 私も現場主義なので、実際見てきました、現場。あそこはかねまの、かねまに例えば飲みに行ったとしても、ちょっと分からないのです。ちょっと行かないともう陰になって分からないところなのですけれども、その点について、今現在私も分からないので、保内小学校の校長先生にお伺いして通学路何人ぐらいだとか聞いたのですけれども、今現在で21人の子どもらが通学していると。階段も強くて、年寄り、高齢者は恐らく上れないと思いますし、利用している方というのはもうほぼ決まっているような形だと思うのです。そういった関係で、費用対効果みたいなことをすると、この金額が大きいのでびっくりしたのですけれども、2億7,863万2,000円ということで、この前も公共交通の活性化協議会に私傍聴に行った折にもそういった、1人当たりの補助額とかと、そういうものも重要なので、いろいろ考えてみると、考えさせられるところが一番あるのだなと思っていたのです。そういったことを、その当時から見れば人口も減少していますし、そういうことをちょこちょこ調べたことはなかったですか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 実際どのくらいの人が利用しているかということで、補修に入る前に私ども、早朝のいわゆる通勤・通学時間帯を中心にちょっと直営で調査させていただきました。それで、朝の6時から朝の8時半のいわゆる通勤・通学時間帯で何人通るかということで、線路を挟んで支所側から駅に向かって来る方が約70人、それから反対、駅のほうから支所のほうに向かう方が6人ということで、令和元年の6月にそれやったのですけれども、そうするとその時間帯に76人が通っているということで、当然帰りになるとまた反対側に通るということで、利用者は単純に考えるとその倍で約150人くらいだろうと。ただ、そのほかの日中の時間帯はそんなに多くはないと思うのですけれども、150人から200人くらいはまだ利用しているだろうと。それから、参考までに、令和4年度の小学校、中学校のそこを通ると思われる人数を確認しましたらば、42人ほどということでお聞きしております。ということで、議員おっしゃるとおり費用対効果という話もありますが、

地元からも平成29年に、利用する大事な歩道橋なので、老朽化も甚だしいので補修してくださいということでご要望いただいております、全く利用者がいないのであれば撤去ということも考えたのですが、もう今現在、当時と違ってうちがいっぱい建ち並んでいて、撤去するにもとんでもない費用もかかるということもありますし、先ほども申しあげましたけれども、利用者が全くないのであれば費用対効果が、その人数でも、では費用対効果どうなのかという話もありますけれども、利用者があるということで、補修するという事で動いております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） ある程度の人数も調査しているということ伺いました。こういったことというのはやはり今本市でやっている公共施設のマネジメント、これは建物に関してなので、やはりこういったことも事前に何年前から検討されるような余裕があればよかったのだろうと思うのですが、そういったことも今後考えていかなければならないと思うのですが、課長の答弁ではそれなりの利用人数があるということなので、お聞きしました。

終わります。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、議第135号、今の件ですけれども、引き続きちょっと質問させていただきたいと思っております。

今の答弁を聞きますと、子どもたちが通学路に使っているという格好での実績。非常に私は重要なことだと思います。この場所私もよく知っていますので、ここを通らなければ大きく迂回しなければならぬという格好でございますが、この図面の中で私質問なので、もし違っていたら違っていたで結構なのですが、多分子どもたちが通るとなると、夜間、こういう時期になるとかなり暗くなると思うのですが、照明とか足元、階段ですので、障がいとかそういう対応、それから自転車の対応、子どもたちが引いて上ということもあるかもしれないので、その辺のところはどう考えているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 正直申しあげまして、その部分まではちょっと今考えてございませんで、今現在のものを補修するという形で今検討しております。設計のほうもいたしております。それをまた照明つける何かという話になりますと、また一からの協議にもなるのですが、実質暗くなる時間、冬場等になればスクールバス等もありますし、近い方は当然通るので、暗くなることは想定しないといけないのですが、今現在そういったお話もちょっと伺っておりませんでしたので、今のところ設計の中ではそういったところは見込んでございませんで。（……部分は55頁に発言訂正あり）

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 昭和47年から50年ぶりに架け替えるということは、私はこれは当然だと思いのですけれども、老朽化ということで、できればやはり、子どもたちが通るといことが多分最優先だと思いますので、今まではなかったけれども、こういう部分はやはり改善していこうやと、つけたほうが安全上、防犯上もいいのではないかとすることは、私はこの基本的な構造を直さなくてもできることだと思うのです。ぜひとも私は協議の、これから工事するのはもう前ですので、これまたまだ先なものですから、JRとの協議の中でその辺のところは協議していただきたいと、そう思います。よろしく願い申し上げます。

それから、もう一点、議長、よろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 指定管理のほうについて質問させてもらってもいいですね。一括ですので、指定管理の、ただいま上がっている指定管理の資料によりますと、選定委員会が通常であれば申請書及び担当課からお話を聞いて答申、意見を書くという格好になると思いますが、今回の場合、現地確認まで行っているという格好で指定管理者が、この資料によりますと8月の20日の日に3施設の現地確認を行っています。これは特に指定管理を出すときに指定管理者選定委員会が現地調査をやらなければならない、やらなくてもいいというその判断基準というのは何か示されているのですか。やっているところと、やっていないところがあるものですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 特に基準を定めて行っているということではございません。指定管理者の選定委員の方々も現地をほとんど承知はしているのですけれども、施設によっては現地を確認した上でということ、今回は3施設を選定して行ったということでもございまして、全て行くとか行かないとかということでもございませぬし、こういう基準でこの施設を見に行くとかと定めた中で行っているものではございません。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） となると、選定委員のご希望によって行く、行かないという格好の今の答弁ですか。ちょっと今聞き取れないところがあったので、そういう判断でよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 特に以前に行ったことのある施設もあるというものもありますし、継続して指定管理が続いておりますので、そういう中で今回はこの施設を現地確認に行こうということで選定委員会の中で施設を決めて現地を見に行ったということでもございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） ぜひともちょっと検討をしていただきたいと思うのが、やはり選定委員会の皆様が通常、公募によらなくて、現地に行かなくても大丈夫だわというような判断をしているのがほとんどですね。公募によらないやつは。できれば、そういうものについてはやはり選定委員会

の全てをかけなければならないのかどうかということを私は非常に疑問に思うのです。やっぱり現地を確認するまで選定委員会が責任を持って答申、意見を述べるということが妥当なのかなと思うので、そこに見に行かなくてもいい施設がある、見に行かなければならない施設があるというところのこういう選定委員会の人たちの気持ちの差というものを今後どういうふうに総務課長考えるものか、その辺のご回答願えますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 私どものほうで以前申し上げましたけれども、選定委員会の在り方についても内部検討を今始めているところでございます。その中で全て選定委員会に全体を協議をいただく、協議といいますか、そこで選定の業務をしていただくかどうかということも含めまして、今内部検討している最中でございますので、その中でもし施設によっては選定委員会に詳細を協議いただかなくてもできるようなものがあるのであれば、そこら辺は業務の見直しを図っていきたいということも含めて検討してまいりたいと思っております。

○7番（本間善和君） 検討のほうよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 同じく議第135号、桃崎人道橋の補修工事に係ることで基本的なことを2点教えていただきたいと思えます。

市民の方にこういう工事が予定されているのだよということを話をしたときに2点必ず聞かれると思うのですが、1つは約2億8,000万円の契約金額ということですが、財源の内訳はどのようになっているかちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） この事業につきましては、道路メンテナンス事業費補助金という補助金を活用しておりまして、補助率につきましては58.85%。その裏について、起債については私どもでちょっと把握できていないのですけれども、そのほか起債が充当されているかというふうに思います。

〔「何か起債でもし現時点で分かれば」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 大変申し訳ございません。起債につきまして、私今ちょっと資料がございませんので。大変申し訳ございません。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それは後でちょっとお聞かせいただければと思います。では、補助金が60%弱、あとは裏については起債ということですね。

それとあと、1日の利用が恐らく150から200ということで、ほかの地区、状況が分からない人に

そういう説明をすると、まず迂回できないのかという話は必ず聞かれると思います。地図を見ると跨線橋はありますけれども、何か車が結構通る、非常に安全性から見てどうかなどは思うのですけれども、その辺何か、遠い方で迂回する距離がどのくらいあって、あとはその迂回路にこういう問題があるので迂回はできないのだよという説明、聞かれた場合に私もしたいと思うのですけれども、その辺のちょっと情報をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 今の人道橋を渡ってくる場合と、体育館の脇に支所のほうへ行く跨線橋がございますけれども、そっちを回ってくるのと比べたときに、400メートル弱距離が長くなります。それで、特に跨線橋には歩道がございませんので、小学校のほうでは、危険なのでということで通学路の指定がされていないというふうに聞いてございます。

○1番（上村正朗君） 了解しました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第135号から議第141号までの7議案は、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

---

日程第12 議第142号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第142号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第142号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第142号は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億3,950万円を追加し、予算の規模を339億4,400万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第11款地方交付税で普通地方交付税4億8,927万円を追加し、第14款使用料及び手数料では露店市場使用料31万9,000円を減額いたしました。第15款国庫支出金では、公立学校情報機器整備費補助金などで341万7,000円を、第16款県支出金では、農地集積・集約化促進事業補助金などで2,083万9,000円を、第18款寄附金では、ふるさと納税寄附金1億5,000万円をそれぞれ追加し、第19款繰入金では財政調整基金繰入金4億8,000万円を減

額いたしました。第20款繰越金では、前年度繰越金9億4,558万4,000円を追加し、第21款諸収入では、各種大祭臨時電灯設備料などで19万1,000円を、第22款市債では、臨時財政対策債などで3億8,910万円をそれぞれ減額いたしました。

歳出におきましては、各款にわたり人事異動等に伴う職員人件費の調整を行ったほか、第1款議会費では、議員期末手当などで35万2,000円を減額し、第2款総務費では、企画一般経費などで1,326万8,000円を、第3款民生費では、生活保護経費などで1億2,132万2,000円をそれぞれ追加をいたしました。第4款衛生費では、上水道事業会計繰出金などで441万2,000円を減額し、第6款農林水産業費では、機構集積協力支援事業経費などで823万3,000円を、第7款商工費では、物産振興経費などで4,120万2,000円を、第8款土木費では、除雪対策経費などで4億6,277万5,000円を、第9款消防費では、非常備消防施設経費などで1,488万6,000円をそれぞれ追加をいたしました。第10款教育費では、外国語指導助手経費などで45万1,000円を減額し、第13款諸支出金では基金積立金7,300万円を、第14款予備費では1,002万9,000円をそれぞれ追加をいたしました。

第2条、債務負担行為の補正は、村上市勤労者総合福祉センター指定管理料ほか13件の追加を、第3条、地方債の補正は、道路橋りょう債及び臨時財政対策債の限度額の変更をしようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、歳出のほうの23ページについてお伺いしたいと思います。

23ページに、財源は県費となっておりますが、生活保護世帯への多分灯油の購入費の助成だと思っておりますけれども、新規事業で上がっております。これの内訳についてちょっとお伺いしたいと思います。担当課のほうからひとつお願いします。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 今ほどの1,300万円の灯油の助成であります……

〔「130万円」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（木村静子君） すみません。130万円の灯油の助成であります。昨年度、令和2年度の10月から12月までの灯油の平均単価より今年度の平均単価が18%以上上がった場合に、県のほうの事業として生活保護対象者に2,500円の灯油の助成をするという内容でございます。2,500円単価で、見込みとしては生活保護世帯520世帯を想定しております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私の解釈でもう一度お伺いします。違っていたら教えてください。

今そういう単価が、前年度の単価と今年度の単価の上昇率、今非常に灯油等が、油上がっていませんね。それを比較して18%上がった場合、生活保護世帯に対して月2,500円なのではないでしょうか、一発勝

負で2,500円なのでしょうか。その辺のところを。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 失礼しました。1回限りでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私、昨日のニュースちょっと見たのですけれども、長岡市の、この2,500円という金額の問題なのですけれども、長岡市も生活保護世帯に対して灯油の補助金を助成していますよという格好で出たので、2,000円と出たのですけれども、これは統一ではないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 県の補助金としては2,500円であります。実際に実施する市町村で金額決めていいことになっていきますので、仮に5,000円であっても、県からの補助金としては2,500円ということになります。それ以下の場合については、2,500円来るわけではなくて、その少ない額での補助になります。県から来る金額は少ない額になりますということです。

〔「もう一度ちょっといいですか。ちょっと確認なんだけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 各市町村によって金額違います……

〔「違うということかね」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（木村静子君） 違うこともあり得ます。

〔「あるということ」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（木村静子君） はい。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 分かりました。市町村によって違うと。長岡市は2,000円だけれども、村上市は2,500円出すよと、そういうことなのだね。分かりました。

もう一点。18%というその結論が出るのはいつで、いつ頃支給と今考えていますか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 今年度の、今年度といえますか、11月、12月の平均価格になりますので、実際判明するのは年明けになります。であることから、支払いについても1月以降に予定しております。

○7番（本間善和君） 分かりました。結構でございます。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 今ほどの23ページの生活保護費なのですが、福祉課長にお伺いしますけれども、この返還金がこの時期、昨年も12月の時期にその返還金が出たのですけれども、特に今年度の場合は昨年度よりも5,000万円多いのです。そういった返還金がそのように多くなったというのは何が原因なのでしょう。

- 議長（三田敏秋君） 福祉課長。
- 福祉課長（木村静子君） 令和2年度の実績によるわけなのですが、実際生活保護世帯は年々10世帯ぐらいずつ増えております。増えているので、保護費も多くかかるだろうということで積算をするわけなのですが、なかなかそのとおり保護費増えないわけで、実際には、一番差が大きかったのが医療費の関係です。医療費で約5,300万円ぐらいの返還が生じております。これに関しては、コロナによる影響で受診控えがあったのではないかというふうに考えております。
- 議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。
- 15番（姫路 敏君） 今のところですが、生活保護世帯というのは何世帯ございますか。
- 議長（三田敏秋君） 福祉課長。
- 福祉課長（木村静子君） 今現在、490世帯でございます。
- 議長（三田敏秋君） 姫路敏君。
- 15番（姫路 敏君） 490世帯あって、昨年よりもどのぐらい増えましたか。
- 議長（三田敏秋君） 福祉課長。
- 福祉課長（木村静子君） 3月からでよろしいでしょうか。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 福祉課長（木村静子君） 約10世帯ぐらい増えております。
- 議長（三田敏秋君） 姫路敏君。
- 15番（姫路 敏君） 今後も増えるというふうなご答弁なさっていますが、どのぐらい増えてきそうな気がしますか。
- 議長（三田敏秋君） 福祉課長。
- 福祉課長（木村静子君） なかなか想定するのは難しいのですが、申請そのものは、月平均にすると7から10世帯ぐらいずつは毎月のように申請は出てきております。ただ、廃止する世帯もありますので、実は10月は10世帯ぐらいの保護決定があったのですが、11月に関してはほぼないような状態でありますので、その辺で結構増減が、ちょっと見通しがなかなか難しいというところがあります。ただ、コロナの影響がここに来て徐々に出てきておりますので、ちょっと増加傾向かなというふうには考えております。
- 15番（姫路 敏君） 頑張ってください。
- 議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

---

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

- 議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

---

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りをいたします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第142号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

---

日程第13 議第143号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）

議第144号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第143号及び議第144号の2議案は、令和3年度各特別会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第143号及び議第144号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第143号は令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万2,000円を追加し、予算の規模を511万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、朝日まほろばインターチェンジアクセス道路整備事業用地の取得に係る経費について追加するものであります。歳入におきまして、第2款土地開発基金借入金で12万2,000円を、歳出におきましては、第1款財産取得費で土地取得事業経費12万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、議第144号は令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ380万円を追加し、予算の規模を3億2,420万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金193万3,000円を減額し、第4款繰越金では前年度繰越金573万3,000円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で、職員人件費の調整により337万4,000円を減額し、各地区の施設維持管理経費で720万円を追加しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第143号及び議第144号の2議案は、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

---

日程第14 議第145号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第146号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第147号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第145号から議第147号までの3議案は、令和3年度各特別会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第145号から議第147号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第145号は令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,770万円を追加し、予算の規模を58億3,070万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第5款県支出金で保険給付費等交付金、保険者努力支援分428万5,000円を減額し、第7款繰入金では、保険基盤安定繰入金などで215万4,000円を、第8款繰越金では、その他繰越金2,983万1,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費37万6,000円を、第4款保健事業費では保健事業経費428万5,000円をそれぞれ減額し、第7款諸支出金では、保険給付費等交付金償還金などで3,242万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、議第146号は令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ320万円を追加し、予算の規模を7億8,100万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金314万6,000円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費69万6,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で245万円をそれぞれ追加するものであります。

議第147号は、令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ310万円を追加し、予算の規模を81億5,670万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款保険料で特別徴収保険料現年度分145万2,000円を、第4款国庫支出金では地域支援事業交付金243万1,000円を、第6款県支出金では地域支援事業交付金121万6,000円をそれぞれ減額し、第8款繰入金では、事務費等繰入金などで819万9,000円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で、一般管理職員人件費で933万3,000円を追加し、第2款保険給付費では、介護予防サービス計画給付費などへ予算の組替えを行い、第3款地域支援事業費では、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業職員人件費などで631万5,000円を減額しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第145号から議第147号までの3議案は、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

---

日程第15 議第148号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

議第149号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）

議第150号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第148号から議第150号までの3議案は、令和3年度各事業会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第148号から議第150号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第148号は令和3年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、消火栓の移設等に係る受託工事収入として530万円を追加し、一般会計からの繰入金である他会計補助金では、職員人件費の調整により2万4,000円を減額し、総額を11億1,441万8,000円とし、支出では、修繕費の不足分や消火栓移設等工事請負費を追加するほか、職員人件費の調整により、合計で1,532万2,000円を追加し、総額を10億9,231万8,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、支出では、職員人件費の調整により9万1,000円を減額し、総額を8億9,984万6,000円とし、5億7,695万9,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分消費税等資本的収支調整額3,540万4,000円、当年度分損益勘定留保資金4億4,463万3,000円、減債積立金2,000万円及び建設改良積立金7,692万2,000円で補填しようとするものであります。

次に、議第149号は令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、一般会計からの繰入金である他会計補助金として13万8,000円を追加し、総額を3億4,285万7,000円とし、支出では、職員人件費の調整により13万8,000円を追加し、総額を3億4,285万7,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、支出では、職員人件費の調整により4万7,000円を減額し、総額を3億1,269万8,000円にしようとするものであります。なお、不足する額1億1,480万9,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額403万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,077万6,000円で補填しようとするものであります。

議第150号は、令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的

収入及び支出におきまして、収入では、他会計負担金として5万7,000円を追加し、一般会計からの繰入金については財源更正を行い、総額を42億6,355万7,000円とし、支出では、職員人件費の調整などにより689万円を減額し、総額を42億5,661万円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、支出では、職員人件費の調整により278万3,000円を減額し、総額を43億9,825万7,000円とし、14億1,373万1,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分消費税等資本的収支調整額4,447万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,319万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金11億7,606万2,000円で補填しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第148号から議第150号までの3議案は、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、12月2日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集くださいますようお願いをいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時03分 散 会